

子育て支援を拡大！ 中学3年まで医療費を給付します

もっと、
子育てのしやすい
まちへ

子どもの外来受診について、昨年度に医療費の給付対象を小学6年生まで拡大しましたが、今年4月1日から更に中学3年生まで対象を広げました。

新中学1年生
(平成14年4月2日)
平成15年4月1日生まれ

新中学2・3年生
(平成12年4月2日)
平成14年4月1日生まれ

今年3月31日まで有効の医療証をお持ちの人には、4月1日以降分の医療証を郵送しました。

申請が必要です。該当する人には案内を郵送しています。同封の返信用封筒をご利用の上、郵送で手続きをしてください。

Q 医療証が送られて来ませんか？

A 現在「ひとり親医療証」に該当している新中学1年生には交付していません。現在ご使用の医療証がそのまま使えます。

なお、現在医療証をお持ちでない人は申請が必要です。事前に問い合わせの上、こども課で手続きをしてください。

不明な点や詳細はお問い合わせください。



Q 医療費は全て無料になるの？

A 保険適用分が対象です。それ以外については自己負担となります。また、扶養者の所得によって一部負担金(有(無)の医療証を交付します。

Q 医療証はいつから使えるの？

A 4月中に申請書を返送していただくと、4月1日から使える医療証を交付します。申請は5月以降も受付しますが、使えるのは申請書がこども課に

▼問合せ

こども課給付担当

☎(22) 51111

<子育て医療証>



届いた月の初日からとなります。ご注意ください。

Q 医療証は、申請すればすぐ交付されるの？

A 所得の判定が必要となります。申請受付後、4月20日以降、順次判定し、郵送で交付します。

Q 交付前に受けた診察代はどうなるの？

A 病院等で精算していただく場合とこども課で手続きをすることにより給付する場合があります。詳しくは、こども課にお問い合わせください。

領収書はなくさないよう大切に保管してください。